

「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

| | |
|---|---|
| <p>政策目標1 相談体制の空白地域解消</p> <p>1-1 相談窓口未設置の自治体を解消</p> | <p>【2013年4月1日 → 2018年4月1日】</p> <p><未設置地方公共団体></p> <p>95市町村 → 0市町村</p> |
| <p>政策目標2 相談体制の質の向上</p> <p>2-1 消費生活センター設立促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口5万人以上の全市町 ・人口5万人未満の市町村の50%以上 <p>【消費生活相談員】</p> <p>2-2 管内自治体の50%以上に配置</p> <p>2-3 資格保有率を75%以上に引上げ</p> <p>2-4 研修参加率を100%に引上げ(各年度)</p> | <p>【2013年4月1日 → 2018年4月1日】</p> <p><達成都道府県(設置・配置市町村数、資格保有者数等)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・19都道府県 → 35都道府県 (453市区町 → 517市区町) ・9道府県 → 21道府県 (340市町村 → 587市町村) ・36都道府県 → 43都道府県 (1,218市区町村 → 1,452市区町村) ・21都府県 → 26都府県 (2,549人 → 2,797人) ・4県 → 11県 (平均参加率: 85.9% → 91.8%) |
| <p>政策目標3 適格消費者団体の空白地域解消</p> <p>3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック (東北、北陸、四国)に適格消費者団体の設立促進</p> | <p>【2013年4月1日 → 2019年9月末】</p> <p><適格消費者団体数></p> <p>11団体 → 21団体 (全ブロックで設置済)</p> |
| <p>政策目標4 消費者教育の推進</p> <p>4-1 消費者教育推進計画の策定 消費者教育推進地域協議会の設置 (全都道府県・政令市)</p> | <p>【2014年3月末 → 2019年9月末】</p> <p><推進計画の策定></p> <p>11都道府県・1政令市 → 47都道府県・18政令市</p> <p><推進地域協議会の設置></p> <p>18都道府県・4政令市 → 47都道府県・19政令市</p> |
| <p>政策目標5 「見守りネットワーク」の構築</p> <p>5-1 消費者安全確保地域協議会の設置 (人口5万人以上の全市町)</p> <p>※2016年4月から設置可能に(改正消費者安全法)</p> | <p>【2017年1月末 → 2019年9月末】</p> <p><人口5万人以上の設置地方公共団体></p> <p>21市区 → 111市区 (人口5万人以上の全市町で設置済:2県(徳島県、兵庫県))</p> |